

# 豊橋市保育士・保育所支援窓口への 離職保育士届出制度について

=届出制度とは？なぜ必要なの？=

## ■離職保育士届出制度とは

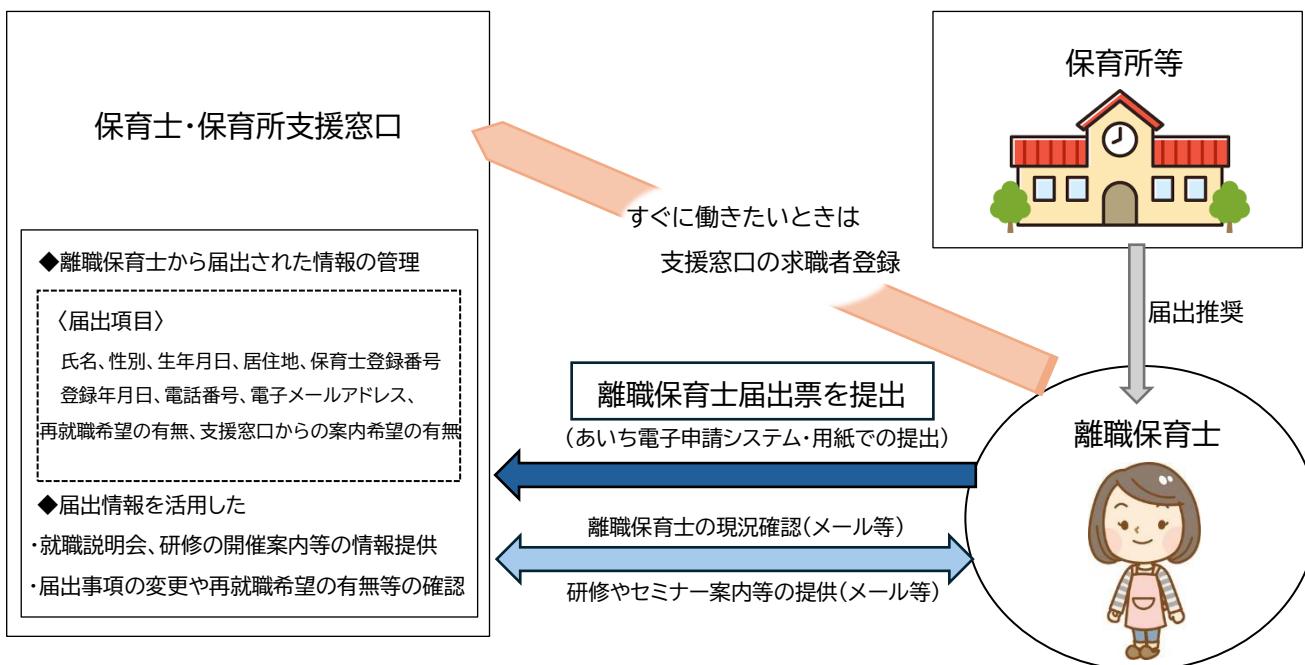
保育士資格を持っている方で、保育所、認定こども園及び幼稚園を離職する方、現在保育士として働いていない方に、氏名や保育士証の登録番号、連絡先等を豊橋市保育士・保育所支援窓口に届け出させていただく制度です。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行され、子育てと仕事を両立できる環境づくりを一層進めるため子育て支援サービスの充実が求められています。市内の保育士不足の解消を進めるためには潜在保育士の復職支援が必要となっています。

## ■なぜ届出が必要なの？

現在、保育士資格を取得した場合は、都道府県に保育士として登録申請を行っています。そのため離職後の状況について市では把握ができず、潜在保育士の把握や再就職支援に関する情報提供が難しい状況です。

本制度では離職された保育士ご自身から任意で届出をしていただくことにより、豊橋市保育士・保育所支援窓口が離職した保育士とのつながりを保ち、研修・セミナー等の案内、それぞれの状況に応じた復職相談、情報提供などの支援を行います。



■届出のタイミングは？

保育所等を離職するなど、次の場合です。

・保育所等を離職する場合

・離職した後、保育士として就業していない場合

■届出する項目は？

氏名、性別、生年月日、居住地、保育士登録番号、登録年月日、電話番号、電子メールアドレス、再就職希望の有無、支援窓口からの研修等案内希望の有無

※上記項目に変更が生じた場合は、支援窓口に連絡してください。

■届出の様式と方法は？

・あいち電子申請システムで届出ができます。

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure-alias/0324>



・電子申請が難しい場合は、用紙での提出も可能です。(様式第1号「離職保育士届出票」)

■保育所を開設している方々へ…

＼届出の支援にご協力ください／

豊橋市保育士・保育所支援窓口では、求人・求職のマッチングや再就職支援、研修等の事業を行っていますが、これらの事業の周知にあたり、潜在保育士の把握が課題となっています。今後の保育士確保を進めるためにも、また、離職した保育士が再び保育士として復職できるよう、離職する保育士をはじめ、現在働いている保育士に対し、この届出の周知について特段のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■お問合せはこちら

豊橋市役所こども未来部保育課 豊橋市保育士・保育所支援窓口

電話:0532-51-2365

FAX:0532-56-5133

メールアドレス:[hoiku@city.toyohashi.lg.jp](mailto:hoiku@city.toyohashi.lg.jp)